

公調委令和6年（セ）第2号 港区におけるマンション上階からの騒音による健康
被害責任裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、440万円及びこれに対する令和6年1月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

本件申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住する申請人が、申請人宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的及び肉体的苦痛を受けたと主張して、被申請人を相手方とし、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 申請人は、平成30年8月、肩書地に所在する共同住宅（以下「本件マンション」という。）の7階にある▲号室（以下「申請人宅」という。）を購入し、同年11月から居住していた。

イ 被申請人は、令和5年4月1日、本件マンションの8階にある■号室（以

下「被申請人宅」という。)を賃借し、妻、当時4歳であった子及び当時2歳であった子と居住していた。(乙3の1及び2)

(2) 本件マンションの所在等

本件マンションは、a線及びb線のc駅から徒歩約●分の距離にあり、商業地域と第一種中高層住居専用地域にまたがって所在している。本件マンションの北側は商業地域内にあり、幹線道路であるdに面している。申請人宅及び被申請人宅は、本件マンションの南側にあり、第一種中高層住居専用地域内にある。(甲A4及び5、乙1)

本件マンションは、平成●年築造の鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造^{ろく}陸屋根地下1階付●階建てであり、総戸数は●戸であり、間取りは、1Rから4LDKまで様々である。(甲A2及び5、乙1)

(3) 申請人宅及び被申請人宅の概要

ア 申請人宅の間取りは、別紙1図面のとおりである。(甲A3)

イ 被申請人宅は、申請人宅の真上に位置しており、入居当初の間取りは別紙2図面のとおりである。(甲A5、乙15の1)

(4) 本件裁定申請に至る経過

ア 被申請人は、入居当初、和室を子ども部屋として使用し、リビングダイニングの南側にダイニングテーブルを設置していた。また、騒音対策として、子ども部屋に防音マットを、寝室の床全面にマットレスをそれぞれ敷き、ダイニングテーブル用の椅子の脚にフェルトカバーを付けていた。(乙4、乙13、乙15の1)

イ 申請人は、令和5年4月8日、被申請人に対し、被申請人宅からの騒音について苦情を申し立てた。

ウ 被申請人は、申請人からの苦情を受けて、令和5年4月17日、騒音対策として、玄関、廊下、リビングの北側及び洗面所に防音マットを設置した。(乙5から7まで)

エ 申請人は、令和５年４月１７日、被申請人から防音マットを敷いたとの連絡を受け、約２週間様子を見た結果、足音はかなり小さくなったものの、午前６時３０分前後に家具などによるものと思われる高い音で必ず目が覚めるとして、被申請人に善処を求めた。（甲Ｃ１から３まで）

オ 被申請人は、令和５年５月５日、騒音対策として、寝室の引き戸、物置のドア、洗面所のドア及び廊下にある棚の扉の４か所にゴム製のドアストッパークッションを設置した。（乙８）

カ 被申請人は、令和５年６月２１日、騒音対策として、玄関ドアに金属製のドアストッパー及びドアノブブロックを設置し、子によるドアの開閉を減らすこととした。（乙９及び１０）

キ 申請人は、令和５年７月３日にｅクリニックを受診し、中途覚醒、焦燥感及び神経過敏を訴え、同クリニックの医師は、薬物治療及び精神療法を開始した。（甲Ｃ４）

ク 申請人は、令和５年７月２７日から同月２９日まで、申請人宅で騒音測定（以下「本件測定１」という。）を行い、その分析をｆに依頼した。（甲Ｂ１）

ケ 被申請人は、令和５年８月３０日、騒音対策として、ダイニングテーブル用の椅子にスリムチェアソックスを付けた。（乙１１）

コ 被申請人は、申請人から再度の苦情を受けたことから、令和６年９月１３日、騒音対策としてダイニングテーブルをリビングダイニングの南側から和室に移動させ、カーペットを敷いた。（乙１２から乙１４の２まで）

サ 申請人代理人は、令和５年１０月５日から同月１０日まで、申請人宅で騒音測定（以下「本件測定２」という。）を行った。（甲Ｂ２）

シ 申請人は、令和５年１２月１５日以降、申請人宅を出て、一時的に転居している。

ス ｅクリニックの医師は、令和６年１月２４日、申請人について、不眠症

及びうつ状態であるとして、治療継続が必要な状態であると診断した。(甲
C 4)

セ 申請人は、令和6年1月31日、本件裁定申請を行い、被申請人は、同日、被申請人宅から退去した。

2 当事者の主張の要旨

(申請人の主張)

- (1) 被申請人は、入居してからほぼ毎日、騒音を発生させていた。平日は、子が在宅している午前6時30分頃から午前8時頃まで及び午後4時30分頃から午後9時頃までの間に、子が走り回る「パタパタ」といった音、床を叩くような音、物を落とすような音、椅子を引くような音、引き戸を引くような「ガラガラ」といった音を、被申請人が帰宅した後の午後11時頃から翌日午前1時頃までの間に、「ドスドス」といった足音を、土日は、被申請人及びその家族が在宅している間に、同様の音をそれぞれ発生させていた(以下「本件騒音」という。)。

受忍限度の判断においては、等価騒音レベルによるべきではなく、屋内指針との比較において、騒音の程度、頻度、時間帯などを総合的に考慮して判断すべきである。本件測定2によれば、本件騒音により、申請人宅内に高頻度で屋内指針を超える騒音が到達しており、申請人は、睡眠を妨害されるなどの精神的及び肉体的苦痛を被った。被申請人の加害行為は、受忍限度を超えており不法行為が成立する。

- (2) 被申請人の加害行為による申請人の苦痛を慰謝するに足りる慰謝料としては400万円が相当である。また、被申請人の加害行為と相当因果関係のある弁護士費用は40万円が相当である。

(被申請人の主張)

本件測定1及び本件測定2は、被申請人宅から到達する音以外の音が除外されておらず、測定の正確性に疑問が残ることに加え、記録されている音の等価

騒音レベルは屋内指針を下回っている。被申請人及びその家族による行為は、受忍限度を超えておらず、権利侵害又は違法性を欠き、不法行為は成立しない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 屋内指針

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成10年5月22日）は、騒音評価手法として、等価騒音レベルによる方法が適当であるとした上で、生活の中心である屋内において睡眠影響及び会話影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針（以下「屋内指針」という。）を設定し、以下のとおり示している。なお、時間区分の昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から翌日午前6時までである。（甲B3）

	昼間〔会話影響〕	夜間〔睡眠影響〕
一般地域	45 dB以下	35 dB以下
道路に面する地域	45 dB以下	40 dB以下

(2) 本件測定1の概要

申請人は、令和5年7月27日午後3時51分から同月29日午後2時47分まで、申請人宅内（居間又は寝室）に騒音計を設置し、窓を閉めた状態で、騒音測定を行った。fの分析結果によれば、申請人が問題とする時間帯ごとの等価騒音レベル（Leq）及び最大値（Lmax）は次のとおり（単位はdB）である。（甲B1）

時間帯（秒は略）	Leq	Lmax
7月27日午後4時から午後6時30分まで	31.3	53.9

7月27日午後6時30分から午後6時57分まで	48.6	70.0
7月27日午後11時18分から7月28日午前2時まで	32.1	53.7
7月28日午前6時30分から午前8時30分まで	30.5	55.0
7月28日午後4時から午後10時まで	34.8	63.7
7月28日午後10時から7月29日午前2時まで	31.8	58.5
7月29日午前7時から午前11時まで	39.0	75.5
7月29日午前11時から午後3時まで	32.0	63.1

(3) 本件測定2の概要

申請人代理人は、令和5年10月5日午後6時40分から同月10日午後6時6分まで、申請人宅内（別紙1の洋室(1)）に騒音計を設置し、窓を閉めた状態で、騒音測定を行った。午前6時から午後10時まで及び午後10時から翌日午前6時までの時間帯ごとの等価騒音レベル（Leq）及び最大値（Lmax）は次のとおり（単位はdB）である。なお、分析対象には、申請人宅内で発生した音など被申請人宅から到達する音以外の音が含まれている。（甲B2及び4）

時間帯	Leq	Lmax
10月5日午後6時40分から午後10時まで	40.3	74.3
10月5日午後10時から10月6日午前6時まで	31.9	70.5
10月6日午前6時から午後10時まで	33.9	76.9
10月6日午後10時から10月7日午前6時まで	31.5	66.2
10月7日午前6時から午後10時まで	36.1	75.2
10月7日午後10時から10月8日午前6時まで	26.2	60.1
10月8日午前6時から午後10時まで	28.6	70.7
10月8日午後10時から10月9日午前6時まで	29.5	68.4
10月9日午前6時から午後10時まで	30.3	71.9

10月9日午後10時から10月10日午前6時まで	24.8	65.4
10月10日午前6時から午後6時6分まで	34.8	77.9

2 検討

- (1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）42条の12第1項）。しかるところ、法2条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法2条3項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定めている。

- (2) そこで、本件騒音が相当範囲にわたる被害を生じさせるものであるかを検討する。

まず、本件騒音の騒音レベルは、本件測定1及び2のいずれによっても、昼間及び夜間の時間区分ごとに等価騒音レベルで見た場合、昼間及び夜間の屋内指針を優に下回る。

申請人は、受忍限度の判断においては、等価騒音レベルによるべきではなく、屋内指針との比較において、騒音の程度、頻度、時間帯などを総合的に考慮して判断すべきであると主張する。しかし、中央環境審議会による答申は、屋内指針について、屋内における会話影響や睡眠影響についての科学的知見を踏まえるとともに、不快感に関する知見に照らして、時間区分ごとの等価騒音レベルによって評価するのが適切であると示している（甲B3）ことからすると、等価騒音レベルでの評価が基本となるべきである。

その上で、本件測定2の結果によれば、本件騒音については、測定した5日間で、瞬時値で見た場合に屋内指針を超過するものが数十回記録されてい

るものの、その程度は、概ね50dB程度で推移し60dBを超えるものは少なく、発生時間帯は、午前7時から午後11時までが多く、早朝や深夜の発生は希であり、音の継続時間は、多くが数分程度で長くても10分を超えることはない^{まれ}と認められる。本件測定1の結果も同様の傾向を示すものと認められることからすると、本件騒音は、その程度、頻度及び時間帯を踏まえても、申請人宅内において健康被害や日常生活上の支障を生じさせるレベルであるとはいえない。加えて、本件マンションは家族世帯の居住が想定される物件であり、被申請人が入居当初から申請人の苦情に応じて防音対策を講じるなどの配慮をしてきた一方で、申請人が騒音であると指摘する細々とした音は被申請人の日常生活に伴い必然的に生じるものであることも勘案すると、受忍限度を超える騒音とは評価し難い。

次に、申請人が問題とする本件騒音は、その内容からして足音等の振動による固体伝搬音が中心であると認められ、基本的に、床等の構造部材を通じて直下の申請人宅に最も大きな騒音レベルで伝搬する性質の音と考えられる。上記のとおり、被申請人宅から申請人宅内に到達する音の騒音レベルが受忍限度を超える程度ではないことからすれば、周辺の住居に、受忍限度を超える程度のものとして到達していないことは明らかである。申請人は、申請人宅の南側に隣接する居室の住民が被申請人宅からの騒音について管理会社を通じて苦情を申し立てていたと主張して、その旨のメッセージ記録(甲C5)を提出するが、本件騒音の性質からすれば、結論を左右するものとはいえない。

- (3) 以上によれば、本件騒音は、申請人宅のみならず、周辺の住居へも受忍限度を超える程度に到達しておらず、相当範囲にわたる被害を生じさせるものであるとはいえないから、公害に当たらない。

したがって、本件裁定申請は、法42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、却下

の決定をするのが相当である。

第4 結論

よって、法42条の13第1項の規定に基づき、申請人の本件裁定申請を却下することとして、主文のとおり決定する。

令和6年8月19日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁定委員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えのため署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※決定文中の別紙は省略